

6次産業化サポート事業実施要領

制定 平成26年4月1日25食産第4902号
改正 平成27年4月9日26食産第4397号
改正 平成28年4月1日27食産第5558号
改正 平成29年3月31日28食産第5819号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄のⅠの1の（1）の6次産業化サポート事業の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の1の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

（1）第3の（1）の6次産業化中央サポートセンター事業、第3の（3）の6次産業化情報提供支援事業及び第3の（6）スマイルケア食普及対策事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び地方独立行政法人並びに法人格を有さない団体であって事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

（2）第3の（2）の商談会等開催支援事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、特定非営利活動法人、企業組合及び事業協同組合並びに特認団体

（3）第3の（4）の6次産業化ネットワーク活動全国推進事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、食料産業クラスター協議会、地域協議会、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び地方独立行政法人並びに特認団体

（4）第3の（5）の6次産業化・新産業創出促進事業

農林漁業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組

合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、公社及び事業化共同体（コンソーシアム）

（５）第３の（７）の外食・中食等における国産食材活用促進事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合並びに特認団体

２ 特認団体は、次の全ての要件を満たすものでなければならない。

- （１）主たる事務所の定めがあること。
- （２）代表者の定めがあること。
- （３）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （４）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

３ 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第５の１の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式１を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

４ １の（４）の事業化共同体（コンソーシアム）は、次の全ての要件を満たすものでなければならない。

- （１）共同事業者の中から代表団体が選定されており、代表団体は１の（４）に掲げる者（事業化共同体（コンソーシアム）を除く。）であること。
- （２）代表団体が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。
- （３）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （４）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第３ 事業の内容等

事業の内容及び交付要綱第１の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（１）６次産業化中央サポートセンター事業

農林漁業者等の６次産業化、地産地消及び農商工等連携の取組を全国的な視点でサポートするため、６次産業化中央サポートセンターを設置し、以下の全ての取組を実施する。

① 検討委員会の開催

検討委員会を開催し、６次産業化に取り組む農林漁業者等に対する民間の専門家による活動支援の実施に係る方針の検討を行う。また、本検討委員会において、公募により募集した民間の専門家等の中から、専門性や経験を踏まえ、６次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談等に対応する人材を審査・選定するとともに、その活動評価を行う。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、資料印刷費、管理運営員手当・旅費等

② 6次産業化人材活動支援バンクの設置・運営

①で選定された人材を6次産業化プランナーとして登録し、及びウェブサイトにおいて紹介するため、6次産業化人材活動支援バンクを設置し、運営する。また、6次産業化プランナーの活用を促す広報活動に必要なパンフレットの作成、都道府県の6次産業化支援機関を参集した連絡会議の開催等を行う。

(補助対象経費)

ホームページ構築費、実施案内作成費、通信機器費、通信費、資料印刷費、パンフレット等作成費、管理運営員手当・旅費等

③ 6次産業化人材活動支援

都道府県の6次産業化支援機関と密に情報共有を行いながら、高い専門性が必要で都道府県の6次産業化支援機関では対応が困難な取組や、都道府県域を超える広域的な取組を行う農林漁業者等に対して、6次産業化プランナー等を派遣し、指導・助言、案件の発掘を行うとともに、これまで認定された事業計画のフォローアップ等を行う。

なお、6次産業化プランナーの派遣に当たっては、以下の取組を実施する。

ア 相談者カルテの作成

6次産業化プランナーによる支援活動の内容を整理し、支援活動の改善を図るため、6次産業化プランナーを派遣して支援する農林漁業者等について、相談者カルテ（別記様式3）を作成し、その農林漁業及び関連事業の取組内容や収支状況、6次産業化に向けた取組についての現状、計画及び課題、それに対する支援内容等を記録する。

イ 満足度調査の実施

6次産業化プランナーの評価を行うため、6次産業化プランナーの派遣の都度、派遣先に対し、担当した6次産業化プランナーの改善提案、取組姿勢等について、満足度調査（別記様式4）を行う。

ウ 6次産業化プランナーの評価

6次産業化プランナーの選定に活用するため、6次産業化プランナーが作成した相談者カルテの内容及びその派遣に係るイの調査の結果に基づき当該6次産業化プランナーの評価（別記様式5）を行う。

(補助対象経費)

6次産業化プランナー等の派遣に要する経費、講師謝金・旅費、本事業を実施するために活動する管理運営員の手当・旅費等

(2) 商談会等開催支援事業

6次産業化の取組により新商品を開発した農林漁業者等と流通業者等が会する商談会を開催するとともに、必要に応じ、6次産業化を推進するための事例発表会、事業者をサポートするための相談会や商品改善支援会、商談会に参加する流通業者等へのニーズ調査等を実施するとともに、報告書の取りまとめを行う。

(補助対象経費)

本事業を実施するために活動する推進員の手当、商談会等（事前説明会、事例発表会、相談会等を含む。）の開催に要する会場借料、ポスター作成費、講師・相談員等の謝金・旅費、アンケート調査費、資料印刷費、報告書作成費等

(3) 6次産業化情報提供支援事業

6次産業化の取組の実態調査を行うとともに、支援施策、交流会・シンポジウム等のイベント情報等を調査し、これらの取りまとめを行い、農林水産業、食品産業、観光産業等の6次産業化の関係者に対し、メールマガジンや情報誌の発行等により定期的に情報提供を行う。

(補助対象経費)

本事業を実施するために活動する推進員の手当・旅費、アンケート・現地調査費、メールマガジン・情報誌の発行に要する費用等

(4) 6次産業化ネットワーク活動全国推進事業

地域における6次産業化のネットワーク活動を推進するとともに、農林漁業者等に対して広く普及・啓発を図るため、以下の全ての取組を実施する。

① 情報交換会の開催

6次産業化の推進に向けて、各地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては地方農政局をいう。以下同じ。）の単位で関係機関が情報共有を図るため、情報交換会を開催する。

(補助対象経費)

会場借料・運営費、資料印刷費、開催案内作成費等

② 優良事例の収集、分析

検討委員会を開催し、各地方農政局等の単位の6次産業化や地産地消の取組のうち、優良な事例を抽出し、各事例について優れている点、他の取組と異なる点を調査し、その内容を取りまとめた事例集を作成する。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、資料印刷費、事例集作成費、調査員手当・旅費、通信費等

③ 実践モデル作成、啓発セミナーの開催

実践モデルの作成及び啓発セミナーを実施する。

ア 実践モデル作成

検討委員会を開催し、実践モデル作成のための課題検討、取りまとめを行い、6次産業化の取組を実践するための手順等について複数のモデルを作成する。また、農林漁業者に向けたパンフレットを作成する。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、資料印刷費、調査員手当・旅費、モデル報告書作成費、パンフレット作成費、通信費等

イ 啓発セミナーの開催

アで作成する実践モデルを紹介し、農林漁業者に6次産業化の普及啓発を図るためのセミナーを複数の地域で開催する。

(補助対象経費)

ポスター作成費、講師謝金・旅費、会場借料、セミナー資料作成費、通信費等

④ 優良事例発表会の開催

各地方農政局等の単位で収集された優良事例を集めた優良事例発表会を開催する。

(補助対象経費)

会場借料・装飾費、試食品調理費、参加者募集費、資料印刷費、ポスター作成費、通信費等

(5) 6次産業化・新産業創出促進事業

農林漁業者と異業種の事業者との連携により、農山漁村に豊富に存在する地域資源を活用し、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するため、事業化に必要な市場調査等を支援する。

(補助対象経費)

調査員手当・旅費、文献購入費、資料作成費、委員謝金・旅費、会場借料、報告書作成費、消耗品費、通信運搬費、分析費、機材機器賃料等

(6) スマイルケア食普及対策事業

スマイルケア食(新しい介護食品)の商品開発・普及をより一層推進するため、以下の取組を支援する。

① 研修会の開催

ア 指導者研修会の開催

医師、歯科医師など指導的な立場からスマイルケア食の普及に関して特に影響を与える関係者に対する研修会を、関係者が所属する学会等のネットワークを活用して開催する。

(補助対象経費)

調査員手当・旅費、会場借料費、会場設営費、試食費、講師謝金・旅費、資料作成費、アンケート調査費、通信費、消耗品費等

イ 実務者研修会の開催

ケアマネージャー、ヘルパーなど在宅介護や病院・介護施設等で介護を実践する関係者に対する研修会を開催する。

(補助対象経費)

調査員手当・旅費、会場借料費、会場設営費、試食費、講師謝金・旅費、資料作成費、アンケート調査費、通信費、消耗品費等

② 教育ツールの作成

有識者からなる検討会を設置し、①のア及びイの研修会に利用する対象者別(理論編、実践編、一般消費者編)の教育ツールを作成するとともに、広くスマイルケア食の普及促進に活用する。

(補助対象経費)

調査員手当・旅費、会場借料、会場設営費、委員謝金・旅費、資料作成費、調査分析費、パンフレット作成費、報告書作成費、通信費、消耗品費等

(7) 外食・中食等における国産食材活用促進事業

外食・中食産業において地場産食材の活用を促進し、付加価値向上による外食・中食産業の活性化を図るため、以下の①から④までの取組のうち、①及び④を含む3つ以上の取組を行う。

① 産地懇談会の開催

生産現場に外食・中食事業者が出向き、生産現場等の視察、農林漁業者等との意見交換やマッチング等を実施する懇談会を全国の複数の産地において開催する。

(補助対象経費)

会場借料、会場設営費、サンプル費、現地移動費、事務局旅費・人件費、資料作成費、アンケート調査費、通信運搬費等

② 都市部懇談会の開催

全国各地の農林漁業者等がブースを出展し、外食・中食事業者との意見交換会やマッチング等を実施する懇談会を都市部（首都圏、大阪市、名古屋市に限る。）において1回以上開催する。

(補助対象経費)

会場借料、会場設営費、サンプル費、資料作成費、通信運搬費、出展者旅費、事務局人件費、アンケート調査費等

③ シンポジウムの開催

外食・中食産業における地場産食材活用等について、優良事例や課題等を内容としたシンポジウムを開催する。

(補助対象経費)

会場借料、会場設営費、講師旅費・謝金、資料作成費、通信運搬費、事務局人件費、アンケート調査費等

④ 食材に係る情報受発信体制の整備

各地の地場産食材に関する情報及び外食・中食事業者のニーズ等の情報を収集し、収集した情報をWEB等を活用して、外食・中食事業者や農林漁業者等に対して発信することにより、相互に必要な情報を緊密に共有できる体制の整備を図る。また、①から③までの実施した取組を報告書として取りまとめ、外食・中食事業者や農林漁業者等を含む関係者へ配布し、事業成果を周知する。

(補助対象経費)

外食・中食事業者のニーズ把握、食材生産情報や流通課題等の調査を実施する調査員等の手当・旅費、調査集計費、情報受発信体制整備のためのWEB改修等費、報告書作成費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度までとする。

第5 採択基準等

1 採択基準

実施要綱第4の1の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 第3の(1)の6次産業化中央サポートセンター事業にあつては、事業実施計画が次に掲げる全ての事項を満たすものであること。ただし、6次産業化プランナーとして農林漁業者等に派遣された実績がある者（過去の満足度調査における評価が低い者を除く。）については、引き続き6次産業化プランナーとして選定することとされていても差し支えないものとする。
 - ① 学識経験者等を委員とする選定委員会を設置の上、公募により、選定基準に従って専門分野別に6次産業化プランナーを選定するものであること。
 - ② ①の選定基準が、次のア及びイを満たすものであること。
 - ア 新商品の販路開拓、農林水産物等の加工技術、新商品企画等6次産業化に取り組む農林漁業者等が直面することが多いと考えられる課題の解決に資する専門的な知識及び経験を有する者を選定することができるような基準であること。
 - イ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資等の対象となる案件の組成を進めるため、ベンチャー設立に係る法務及び金融に係る専門的な知識及び経験を有する者を選定することができるような基準であること。
 - ③ 6次産業化プランナーの選定が書類審査及び面接により実施されるものであること。
 - ④ 取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法第8条の規定に基づいて農林水産大臣が定めたガイドラインに従い、適正に取り扱うこととされていること。また、6次産業化支援活動の実施を通じて得た情報のうち、農林漁業者等が秘密として管理している生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないもの（以下「営業秘密」という。）を漏えいさせないための措置が講じられていること。さらに、6次産業化プランナーがその在任中及び離任後、その業務に関して知ることのできた個人情報及び営業秘密の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないようにするため、6次産業化プランナーとしての登録に当たり、秘密保

持に関する誓約書を提出させることとされていること。

⑤ 国内に常設する拠点を1か所以上設けていること。

(5) 第3の(2)の商談会等開催支援事業の実施に当たって、6次産業化を推進するための事例発表会、事業者をサポートするための相談会、商品改善支援会等を開催する場合には、商談会等と一体的に開催するものであること。

(6) 第3の(5)の6次産業化・新産業創出促進事業にあつては、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

① 事業実施主体及び事業実施に係わる全ての関連事業者が事業実施に必要な関係法令の許認可を取得しており、又は取得することが確実と見込まれること。

② 事業実施のための関連事業者・団体等との必要な調整・連携が図られていること。

③ 農林水産業・農山漁村に賦存する資源を活用した新産業の創出に貢献し、地域における6次産業化や地産地消の活動に貢献し得る取組であること。

④ 市場ニーズに即した新商品又は新たなサービスを創出する取組であること。

⑤ 事業承認者が都道府県等に事業の成果を普及しようとする際には事業実施主体はこれに協力すること。

2 事業の実施に関する留意事項

本事業の実施に当たっては、以下に留意するものとする。

(1) 第3の(1)の6次産業化中央サポートセンター事業においては、①から⑤までに定めるところに従い、適切な進行管理を行うとともに、農林漁業者が求める支援内容に十分対応できるよう国、都道府県、都道府県の6次産業化支援機関、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、支援対象事業活動支援団体（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号）第21条第1項第2号に規定する支援対象事業活動支援団体をいう。）、日本政策金融公庫等との連携を図るものとする。

① 相談者カルテの作成に当たっては、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等に派遣される場合には、国がフォローアップにおいて作成した当該農林漁業者等に係るモニタリングシートの提供を受け、活用するものとする。

派遣された6次産業化プランナーは、派遣の都度、派遣先から受けた相談の内容とこれに対して提案した改善策の内容について整理し、相談者カルテに記載するほか、相談者カルテの情報を適宜更新し、6次産業化中央サポートセンターに提出するものとする。

② 翌年度に事業実施主体が変更される場合には、支援活動を後年度にわたって円滑に行うことができるよう、相談者カルテ及び満足度調査の情報の

引継ぎを適切かつ確実に行うものとする。また、事業実施主体が都道府県の6次産業化支援機関と連携して支援を行う場合には、相談者カルテ及び満足度調査シートに記載された個人情報又は営業秘密の提供について、あらかじめ本人の同意を得た上で、都道府県の6次産業化支援機関と共有するものとする。

③ 6次産業化プランナーに対する評価の情報については、今後の6次産業化プランナーの選定に活用するため、翌年度に6次産業化中央サポートセンターの運営を行う事業実施主体に対し、適切かつ確実に引継ぎを行うものとする。

④ 6次産業化プランナーの登録状況及び派遣実績に関する報告書を四半期ごとに別記様式6及び7により作成し、当該各四半期の翌四半期の初日から15日以内に別記様式8により事業承認者へ提出するものとする。

⑤ ④に定めるもののほか、6次産業化推進施策の見直し等に活用するため、国が求めたときは、相談者カルテ、満足度調査及び6次産業化プランナーの評価に関する情報を国に提供するものとする。

(2) 第3の(2)の商談会等の開催に当たっては、開催する地域を管轄する地方農政局等及び都道府県担当部局と連携を密にするとともに、地方農政局等から開催内容等について提案があった際には十分に考慮するものとする。

また、食品産業、農林水産業、観光産業等の事業者・関係団体、食料産業クラスター協議会、地方公共団体等に対し、広く開催情報を提供するものとする。

(3) 第3の(2)の商談会等開催支援事業に係る商談会等においては、国産農林水産物等を活用した加工食品・飲料等の食品であって次の①から④までのいずれかに該当する商品（必要な場合には、開発商品の原材料等を含めることができる。）を優先して出展するとともに、出展申込書等として「FCP展示会・商談会シート」を使用するものとする。

また、事業者をサポートするための相談会や商品改善支援会においては、衛生管理・品質管理に関する研修等を実施するものとする。（研修等に使用するツールとしてFCPツール等を参考にされたい。）

① 六次産業化・地産地消法第5条の認定を受けた総合化事業計画の取組により開発された商品

② 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条の認定を受けた農商工等連携事業計画の取組により開発された商品

③ その他公的支援を受けて開発された商品

④ 開催地となる都道府県を中心とする周辺地域で開発された商品

(4) 第3の(3)の6次産業化情報提供支援事業の実施に当たっては、これまでに登録されているメールマガジンの購読者を含めた希望者に対して、継続して情報提供を行うものとする。

- (5) 第3の(4)の6次産業化ネットワーク活動全国推進事業の実施に当たっては、産業連携ネットワークや情報共有、優良事例の収集等を行う地域を管轄する地方農政局等及び都道府県担当部局との連携を図りつつ実施するものとする。

また、地域における6次産業化のネットワーク活動を推進するとともに、農林漁業者等に対して広く普及・啓発を図るものとする。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式2により作成し、事業承認者に承認を申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1のIの1の(1)の6次産業化サポート事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況等の報告

1 事業実施結果の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画(別記様式2)に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業化の報告

第3の(5)の6次産業化・新産業創出促進事業の事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、別記様式9により事業化報告書を作成し、事業終了年度の翌年度の6月末までに事業承認者に提出するものとする。

第8 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

第9 その他

1 助成対象等

- (1) 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。
- (2) 交付される補助金の額は、本事業を実施する地域の実情に即した適正な現地実行価格により算出するものとする。

2 知的財産権の帰属等

- (1) 事業実施主体（事業の一部を委託する場合は委託先を含む。以下この項において同じ。）が、本事業の成果により得た特許権等の知的財産権は、以下の条件を確認するための別記様式10により作成する確認書を事業承認者に提出することによって、事業実施主体に帰属するものとする。
 - ① 事業実施主体は、知的財産権の出願又は取得の後、遅滞なく、知的財産権の出願又は取得の状況について、別記様式11により報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。
 - ② 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。
 - ③ 事業実施主体は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
- (2) 事業実施主体が本事業の成果により得た特許権等を譲渡する場合又は利用を許諾する場合には、事業承認者の承諾を得るものとし、かつ、譲渡又は利用の許諾を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約書等において定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 6次産業化推進支援事業実施要領（平成25年5月16日付け25食産第646号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 2に掲げる通知により平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業実施要領（平成24年4月20日付け24食産第63号農林水産省食料産業局長通知）は、廃止する。
- 3 廃止前の2に掲げる通知により平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第2関係）

6次産業化サポート事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）
- 6 構成員
- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近3か年の事業計画、収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議事録写し等）
 - （3）その他参考資料

別記様式2（第5、第6、第7関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度6次産業化サポート事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）
の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産
事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて承認（変更、中止、廃止の承認）
を申請する。

- （注）1 関係書類として、別添を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認
通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経
費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書き
で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについ
ては、省略する。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の
理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
- 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度
6次産業化サポート事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第1 総
括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別 添

第 1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負 担 区 分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計						

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表 1 の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付要綱別表 1 の 6 次産業化サポート事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

- (1) 事業の目的
- (2) 事業の効果（本事業の実施による効果及びその検証方法）
- (3) 事業実施主体の概要及び添付資料

① 事業実施主体の概要

ア 名称

イ 主たる事務所の所在地

ウ 代表者名

エ 構成員数

オ 従業員数

カ 設立年月日

② 添付書類

ア 定款又はこれに準ずる規約

イ 役員等名簿

ウ 事業計画、収支予算書、収支決算書等

エ その他食料産業局長が特に必要と認める資料

(4) 組織の体系及び年間計画

① 組織の体系図（事業実施・経理その他管理体制）

--

② 年間計画

主な事業内容	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月

(5) 事業の内容

① 6次産業化中央サポートセンター事業

ア 事業目標

事業目標（達成すべき成果）
成果（実績）

--

注1：目標（達成すべき成果）欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。

注2：成果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

イ 連携体制図

連 携 体 制 図	備 考

注：都道府県の支援機関等との連携体制、役割分担を記入すること。

ウ 実施方針

実 施 方 針	備 考

エ 検討委員会、6次産業化プランナー選定委員会及び活動評価会委員会等の開催

名 称	開催時期	開催場所	参加人数	開 催 内 容	備考

オ 管理運営員の設置

設置時期	氏 名	所属（役職）	活 動 内 容	備考

カ 6次産業化プランナーの選定基準の内容

--

キ 6次産業化プランナーの登録手続

（ア）公募

設置時期	氏 名	所属（役職）	活 動 内 容	備考

注：印刷物により公募を行う場合には、備考欄に印刷部数を記入すること。

（イ）書類審査

時 期	書類審査の方法	備考

注：応募する者に提出させる履歴書その他の書類の様式を添付すること。

(ウ) 面接

時 期	面接の方法	備考

ク 6次産業化プランナーの専門分野別登録予定人数

専門分野	登録予定人数	備考

ケ 6次産業化人材活動支援バンクの設置・運営

時 期	設置方法	登録する内容	備考

コ 活動パンフレットの作成・配布等6次産業化支援の取組の周知を図る広報活動

時 期	広報活動方法	備考

注：備考欄に活動パンフレットの印刷部数を記入すること。

サ 都道府県の6次産業化支援機関を参集した連絡会議の開催

時 期	会 議 の 内 容	備考

シ 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置

項 目	内 容	備考
利用目的の特定		
利用目的による制限		
書面等による直接取得時の利用目的の明示		
情報内容の正確性の確保		
保存期間		
情報の安全管理措置		
6次産業化プランナー及び事務局職員の監督		

委託先の監督		
第三者提供の制限		
保有情報の開示、訂正、利用停止		
苦情処理		

注：「内容」の欄を記入するに当たっては、「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成27年7月1日農林水産省告示第1675号）を参照し、具体的に記述すること。

ス 6次産業化プランナーの秘密保持

注：6次産業化プランナーとして登録する者に対して提出を求める秘密保持に関する誓約書の様式を添付すること。

セ 6次産業化人材活動支援の内容

人材活動支援の内容			
計画		実績	
普及啓発・相談件数		普及啓発・相談件数	
① プランナー等の派遣を通じた個別相談件数	〇〇件	① プランナー等の派遣を通じた個別相談件数	〇〇件
② 相談対応を通じた簡易な助言等	〇〇件	② 相談対応を通じた簡易な助言等	〇〇件
広域的な案件の発掘件数		広域的な案件の発掘件数	
① 〇〇〇〇〇〇	〇〇件	① 〇〇〇〇〇〇	〇〇件
② 〇〇〇〇〇〇	〇〇件	② 〇〇〇〇〇〇	〇〇件
総合化事業計画認定者に対するフォローアップ件数		総合化事業計画認定者に対するフォローアップ件数	
① 〇〇〇〇〇〇	〇〇件	① 〇〇〇〇〇〇	〇〇件
② 〇〇〇〇〇〇	〇〇件	② 〇〇〇〇〇〇	〇〇件

ソ 6次産業化プランナーの評価

時 期	評 価 の 内 容	備考

タ 報告書の作成・配付

作成部数	主な配布先	備考
部		

② 商談会等開催支援事業

ア 事業目標

事業目標（達成すべき成果）

成果（実績）

注１：目標（達成すべき成果）欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。

注２：成果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

イ 連携体制図

連 携 体 制 図	備 考

（注）他の事業者と連携して事業を行う場合には、当該他の事業者の名称、その役割等も記入すること。

ウ 開催戦略

開 催 戦 略	備 考

エ 推進員の設置

設置時期	氏 名	所属（役職）	活 動 内 容	備考

オ 各種広報資料の作成

種 類	内容等（①作成時期、②媒体の種類、③普及方法など）	備考
○開催案内	① ② ③ ④〔その他〕	
○バイヤー等募集	① ② ③ ④〔その他〕	
○出展者等募集	① ② ③ ④〔その他〕	
○その他	① ②	

	③	
	④ [その他]	

(注) 印刷物により広報を行う場合には、備考欄に印刷部数を記入すること。

カ 商談会の開催

名 称	開催時期	開催場所	出展者数	参加バイヤー数	開 催 内 容
備 考					

キ 事前説明会等の開催

名 称	開催時期	開催場所	参加人数	開 催 内 容	備考

ク 商談会と一体的に行う相談会、商品改善支援会等の内容

名 称	開催時期	開催場所	参加人数	開 催 内 容	備考

(注) 開催する場合には、事業ごとに記入すること。

ケ アンケート調査

実施時期	調査方法	調査人数	調 査 内 容	備考

(注) 実施する場合に記入すること。

コ ウェブ商談会等の実施

実施時期	出展者数	実 施 方 法	備考

(注) 実施する場合に記入すること。

サ 商品カタログ等の作成

作成部数	カタログ等の内容、活用方法 (配布先等を含む)	備考

部		
---	--	--

(注) 作成する場合に記入すること。

シ 報告書の作成・配布

作成部数	主 な 配 布 先	備考
部		

③ 6次産業化情報提供支援事業

ア 事業目標

事業目標（達成すべき成果）
成果（実績）

注1：目標（達成すべき成果）欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。

注2：成果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

イ 連携体制図

連 携 体 制 図	備考

(注) 他の事業者と連携して事業を行う場合には、当該他の事業者の名称、その役割等も記入すること。

ウ 実施方針

実 施 方 針	備考

エ 推進員の設置

設置時期	氏 名	所属（役職）	活 動 内 容	備考

--	--	--	--	--

オ 6次産業化の取組に関する実態調査

調査時期	調査方法	調査人数	調査内容	備考

カ 6次産業化調査結果の普及

時期	普及方法	備考

(注) 印刷物により普及を行う場合には、備考欄に印刷部数を記入すること。

キ メールマガジン提供情報調査

調査時期	調査方法	調査人数	調査内容	備考

ク メールマガジン受信者の募集

時期	募集方法	備考

(注) 印刷物により募集を行う場合には、備考欄に印刷部数を記入すること。

ケ メールマガジンの運営方法及び提供情報の内容

運営方法及び提供情報の内容	備考

④ 6次産業化ネットワーク活動全国推進事業

ア 事業目標

事業目標（達成すべき成果）
成果（実績）

注1：目標（達成すべき成果）欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。

注２：成果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

イ 連携体制図

連 携 体 制 図	備考

（注）他の事業者と連携して事業を行う場合には、当該他の事業者の名称、その役割等も記入すること。

ウ 実施方針

実 施 方 針	備考

エ 検討委員会の開催

名 称	開催時期	開催場所	参加人数	開 催 内 容	備考

オ 調査員の設置

設置時期	氏 名	所属（役職）	活 動 内 容	備考

カ 情報交換会の開催

開催時期	開催場所	参加人数	開 催 内 容	備考
開催案内の周知方法				

注：テキスト等を印刷する場合には、備考欄に印刷部数を記入すること。

キ 優良事例調査

調査時期	調 査 方 法	調査人数	調 査 内 容	備考
		人		

ク 実践モデルの策定

策定期間	実践モデルの策定方法・取りまとめ方法	備考
		目標数量 :

注：収集する実践モデルの目標数量を示すこと。また、想定する策定方法を具体的に記載すること。

ケ 啓発セミナーの開催

開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考
開催案内の周知方法				

注：テキスト等を印刷する場合には、備考欄に印刷部数を記入すること。

コ 優良事例発表会の開催

開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考
開催案内の周知方法				

注：テキスト等を印刷する場合には、備考欄に印刷部数を記入すること。

サ 優良事例集の作成・配布

作成部数	主な配布先	備考
部		

シ 報告書の作成・配布

作成部数	主な配布先	備考
部		

⑤ 6次産業化・新産業創出促進事業

1 事業の目的及び目標
※ 本事業の実施により、どのような事業を展開し、農林水産業・農山漁村に関連する資源を活用した新産業の創出に関して、どのような成果を実現しようとする事業なのか、目的及び目標を記載してください。
2 事業の背景となる市場ニーズ及びこれまでの取組
※ 取り組もうとする事業の背景となる市場ニーズの客観的データ等を踏まえて詳しく記載してください。 ※ 事業化の可能性について、提案者又は連携先との間における、これまでの検討状況等を記載してください。
3 事業内容
4 実施方法
5 期待される市場規模
※ 本事業の実施により創出しようとする産業について、期待される市場規模等について記載してください。

⑥ スマイルケア食普及対策事業

ア 事業目標

事業目標（達成すべき成果）
成果（実績）

注1：目標（達成すべき成果）欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。

注2：成果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

イ 実施方針

実施方針	備考

ウ 指導者研修会の開催詳細

開催時期	開催場所	参加人数	参集方法	開催内容	備考

エ 実務者研修会の開催詳細

開催時期	開催場所	参加人数	参集方法	開催内容	備考

オ 教育ツールの作成に係る検討会の実施

開催時期	開催場所	開催内容	備考

カ 教育ツールの作成・配布

作成部数	作成概要・配布先	備考

キ 報告書の作成・配布

作成部数	作成概要・配布先	備考

⑦ 外食・中食等における国産食材活用促進事業

ア 事業目標

事業目標（達成すべき成果）
成果（実績）

注1：目標（達成すべき成果）欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。

定量的な目標例：懇談会参加者の満足度、成立する見込の高い商談数等

注2：成果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

イ 産地懇談会の開催

開催時期	開催地・選定理由	実施項目	参加人数等	実施内容等	備考
		マッチング 〇〇	出展社数、外食中 食事業者等別 外食中食事業者、 生産者等別	内容、アンケート調 査等を記載。	

ウ 都市部懇談会の開催

開催時期	開催地	実施項目	参加人数等	実施内容等	備考
		マッチング □□	出展社数、外食中 食事業者等別 外食中食事業者、 生産者等別	内容、アンケート調 査方法等を記載。	

エ シンポジウムの開催

開催時期	開催地	参加人数	実施内容等	備考
		外食中食事業者や生産者 等分けて記載。	内容、アンケート調査方法等 を記載。	

オ 情報収集及び情報発信

項目	情報収集・発信内容等	備考
・〇〇に関する情報収 集 ・情報発信	※情報収集内容、情報収集先、サンプル数、方法、場所、時期等を記 載。 ※情報発信 WEB サイト等の内容、運営方法、情報発信対象等。印刷 物も使用する場合はその内容、発行部数、対象等も記載。	

カ 報告書の作成

作成部数	主な配布先	備考

別記様式3（第3関係）

サポートセンター入力欄	相談者No.		版数		更新日	
	相談者カルテ承認者					

平成 年度 6次産業化サポートセンター 相談者カルテ

【Ⅰ. 相談者の基本情報シート】

フリガナ			
会社名又は氏名			
フリガナ			
代表者			
担当者	部署・役職	フリガナ	
		氏名	
所在地	〒		
電話番号			
携帯番号			
FAX番号			
電子メール			
ホームページ			

サポートセンターへの 派遣申請のきっかけ	
-------------------------	--

業種	☐ 農業 ☐ 林業 ☐ 漁業・水産業 ☐ その他		
経営区分	☐ 法人 ☐ 個人 ☐ 農業共同組合等の団体 ☐ 任意団体 ☐ その他		
設立年度		資本金	百万円
従業員数	(常時雇用者数) 名	直近売上高 (全体)	百万円 (平成 年 月期)
	(臨時雇用者数) 名		
全体の事業概要 (要約)			
6次産業化の取組概要 (要約)	1次(生産)	2次(加工)	3次(流通・販売)
連携事業者の取組概要			
総合化事業計画の認定	☐ 希望しない ☐ 興味がある ☐ 申請準備中 ☐ 認定済み (年 月～ 年 月)		
農商工等連携の認定	☐ 希望しない ☐ 興味がある ☐ 申請準備中 ☐ 認定済み (年 月～ 年 月)		
その他の認定・認証等			

平成〇〇年度 派遣回数	回目
-------------	----

支援実施日	平成	年	月	日	:	～	:
-------	----	---	---	---	---	---	---

(必要に応じて行を追加します。)

相談者名	(事業者名) (担当者名)
プランナー名	
派遣同行者	☐ あり ☐ なし (詳細)
場所	

具体的な相談内容	
----------	--

課題	支援内容	今後の対応
(相談内容に関する現状を整理し、課題やその原因についてまとめます。)	(現状・課題を踏まえ、アドバイスした内容と、その根拠について具体的に記載します。)	

(複数の課題がある場合は、行を追加します。)

備考・連絡事項等	
添付資料有無	☐ 添付資料あり ☐ 添付資料なし

支援を行った内容の分類(※)		
☐ 1.農林水産物の生産技術 (例)栽培方法、収穫方法、栽培品種等	☐ 9.品質管理 (例)商品設計における品質管理等	☐ 17.輸出
☐ 2.農林水産物の加工技術 (例)製造方法、包装方法、設備導入等	☐ 10.生産管理 (例)工場等の工程管理(品質管理、在庫・物流管理等を含む)等	☐ 18.経営管理
☐ 3.新商品企画の情報収集・分析 (例)市場・競合分析、ターゲット設定等	☐ 11.小売 (例)販売店舗運営、通信販売運営等	☐ 19.資金調達 (農林漁業成長産業化ファンドや日本政策金融公庫の融資を含む)
☐ 4.新商品企画 (例)商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案	☐ 12.サービスの提供 (例)飲食店舗運営、観光等	☐ 20.6次産業化事業体の設立(平 年 月期) (例)会社設立に係る財務、法務、労務、人事等
☐ 5.新商品の商品設計 (例)原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等	☐ 13.補助事業の情報収集	☐ 21.雇用・人材育成
☐ 6.新商品の販路開拓 (例)販売先、商品の提案方法等	☐ 14.他事業者とのネットワーク (例)連携先開拓等	☐ 22.申請書類等の作成
☐ 7.広告・宣伝 (例)ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等	☐ 15.法令 (例)知的財産等	☐ 23.農業観光
☐ 8.ブランディング (例)付加価値を高める工夫等	☐ 16.宗教 (例)ハラル等	☐ 24.農福連携
		☐ 25.その他

【Ⅲ. 相談者の取組概要シート】

日 現在

(相談内容に応じて、必要な部分を記入します。)

(支援を重ねるごとに情報を上書きします。)

1. 農林水産物等の生産・販売体制

取扱い農林水産物等の分類

☐ 1.野菜	☐ 2.果樹	☐ 3.畜産物	☐ 4.米	☐ 5.水産物
☐ 6.林産物	☐ 7.豆類	☐ 8.茶	☐ 9.麦類	☐ 10.蕎麦
☐ 11.花き	☐ 12.野生鳥獣	☐ 13.その他		

取扱い農林水産物等	栽培面積	収穫量	出荷先	特徴・課題
栽培面積合計		(必要に応じて行を追加します。)		

特記事項	
------	--

(売上げに関する情報があれば、「収支状況シート」に記入します。)

2. 新商品の開発・生産・販売体制

①新商品の開発について

テーマ・商品名	開発のための現状分析	商品の概要
	(市場・自社・競合の状況について)	(コンセプト・価格・販路・宣伝方法について)

(複数の取組がある場合は、行を追加します。)

(加工品の写真があれば、添付します。)

②新商品の生産体制について

テーマ・商品名	商品の生産体制
	(加工施設・設備・生産管理・品質管理等)

(複数の取組がある場合は、行を追加します。)

③新商品の販売体制について

テーマ・商品名	商品の販売体制
	(販売方法・販売先・販売管理等)

(必要に応じて行を追加します。)

(売上げに関する情報があれば、「収支状況シート」に記入します。)

3. 経営管理について

(経営管理体制、資金調達等について)	
補助事業等の活用	☐ 補助事業等を活用している ☐ 補助事業等を活用していない (詳細)
	☐ 今後、補助事業の活用を検討したい ☐ 今後、補助事業の活用を希望していない (詳細)
農林漁業成長産業化ファンドの活用	☐ 農林漁業成長産業化ファンドを活用している ☐ 農林漁業成長産業化ファンドの活用を検討したい ☐ 農林漁業成長産業化ファンドの活用を希望していない
6次産業化事業体(新会社)の設立	☐ 6次産業化事業体(新会社)の設立を検討している ☐ 6次産業化事業体(新会社)の設立を検討していない

(収支に関する情報があれば、「収支状況シート」に記入します。)

4. その他

--

【Ⅳ．事業全体の収支状況シート】

平成 年 月 日現在

(相談内容に応じて、必要な部分を記入します。)

(支援を重ねるごとに情報を上書きします。)

	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
売上高(※)						
経営費						
人件費						
減価償却費						
変動費						
営業利益						
経常利益						
所得						
純利益						
流動資産						
流動負債						
自己資本						
総資産						
短期借入金						
長期借入金						

(※)売上高の内訳として、農林水産物等及び6次産業化の新商品のそれぞれの売上高を記載します。
また、必要に応じ、行を追加して記入します。

備考

別記様式 4 (第 3 関係)

サポートセンター入力欄	相談者No.		プランナーNo.	
	管理者			

平成〇〇年度 6次産業化プランナーに関する満足度調査

本調査は、当サポートセンターから「6次産業化プランナー」の派遣を受けた事業者の方を対象に、「6次産業化プランナー」の活動内容を把握するために実施しているものです。
さしつかえない範囲でアンケート項目に御回答いただき、当サポートセンターまで御返信いただきますよう、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

事業者名					
6次産業化プランナーへの相談内容					
プランナー訪問日時	年	月	日	:	～ :

Q.今回の6次産業化プランナーの相談対応について、教えてください。

		満足度(あてはまるもの1つに○)			
		満足 (3点)	おおむね 満足 (2点)	やや 不満 (1点)	不満 (0点)
1	挨拶や言葉遣い、対応はきちんとしていましたか。				
	コメント (自由回答)				
2	訪問の際の時間や約束事は守られていましたか。				
	コメント (自由回答)				
3	事前の調整や情報収集など、時間の有効活用に配慮されてきましたか。				
	コメント (自由回答)				
4	誠意をもち、熱心に対応していましたか。				
	コメント (自由回答)				
5	あなたの相談について、正しく理解してくれましたか。				
	コメント (自由回答)				
6	あなたの相談に対する専門知識は十分でしたか。				
	コメント (自由回答)				
7	あなたの相談に対する企画・提案の説明はわかりやすいものでしたか。				
	コメント (自由回答)				
8	あなたの相談に対する企画・提案の内容は、役に立ちましたか。				
	コメント (自由回答)				

		はい	いいえ
9	6次産業化プランナーから、謝金や交通費等の金銭を要求されることがありましたか。		
	コメント（自由回答）		
10	6次産業化プランナーから、相談内容とは無関係に、宣伝、勧誘、あっせんその他の行為をされましたか。		
	コメント（自由回答）		

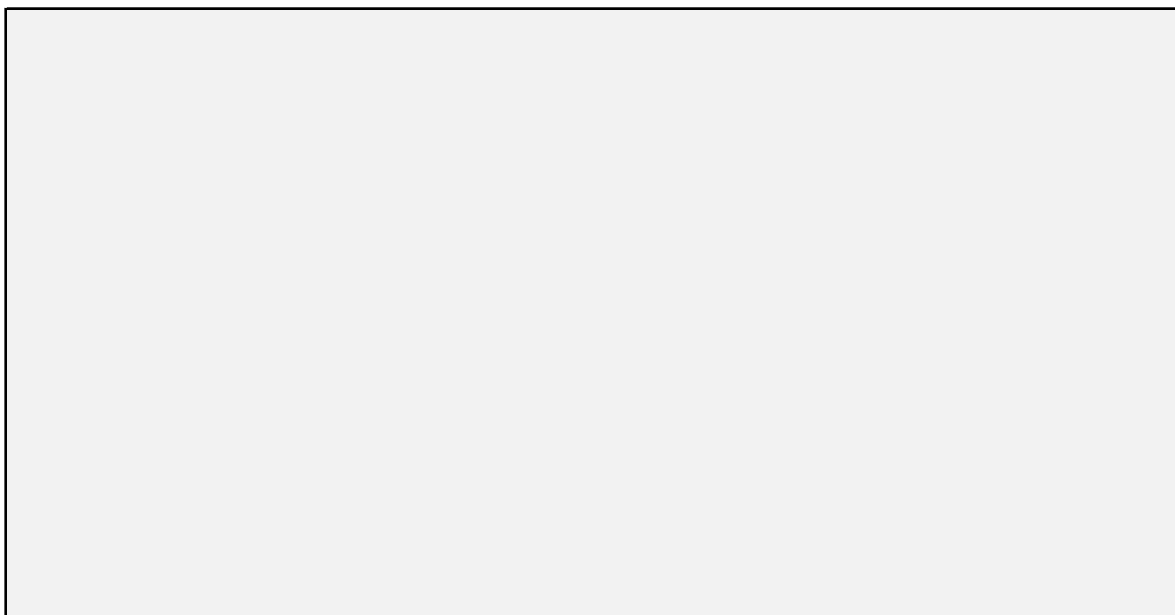
Q.今回の6次産業化サポートセンターの対応について、教えてください。

		はい	いいえ
11	6次産業化サポートセンターの言葉遣いや対応はきちんとしていましたか。		
	コメント（自由回答）		
12	あなたの相談内容に対し、適切な6次産業化プランナーが派遣されましたか。		
	コメント（自由回答）		

Q.今後の支援に関する要望について教えてください。

		はい	いいえ	
13	今後、6次産業化プランナーによる支援を希望しますか。			
	コメント（自由回答）			
14	(13で「はい」と回答した方) 6次産業化プランナーによる支援を希望する専門分野について、あてはまるもの全てに○をつけます。			
	1.農林水産物の生産技術 (例)栽培方法、収穫方法、栽培品種等		13.補助事業の情報収集	
	2.農林水産物の加工技術 (例)製造方法、包装方法、設備導入等		14.他事業者とのネットワーク(例)連携	
	3.新商品企画の情報収集・分析 (例)市場・競合分析、ターゲット設定等		15.法令 (例)知的財産等	
	4.新商品企画 (例)商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案		16.宗教 (例)ハラル等	
	5.新商品の商品設計 (例)原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等		17.輸出	
	6.新商品の販路開拓 (例)販売先、商品の提案方法等		18.経営管理	
	7.広告・宣伝 (例)ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等		19.資金調達（農林漁業成長産業化ファンドや 日本政策金融公庫の融資を含む）	
	8.ブランディング (例)付加価値を高める工夫等		20.6次産業化事業体の設立 (例)会社設立に係る財務、法務、労務、人事等	
	9.品質管理 (例)商品設計における品質管理等		21.雇用・人材育成	
	10.生産管理 (例)工場等の工程管理(品質管理、在庫・物流管理等を含む)等		22.申請書類等の作成	
	11.小売 (例)販売店舗運営、通信販売運営等		23.農業観光	
	12.サービスの提供 (例)飲食店舗運営、観光等		24.農福連携	
	25.その他（自由回答）			

＜御意見・御要望等ございましたら、御記入願います。＞



御協力ありがとうございました。

別記様式 5 (第 3 関係)

平成 年度 6次産業化プランナーの活動実績一覧表

サポートセンター名	
6次産業化プランナー登録者数	

[illegible]

(必要に応じ、行を増やして記入願います。)

※1 専門分野（選択肢）・・・各6次産業化プランナーが有する専門的知識及び経験に「○」を付けます。（複数選択可）

1.農林水産物の生産技術	(例)栽培方法、収穫方法、栽培品種等
2.農林水産物の加工技術	(例)製造方法、包装方法、設備導入等
3.新商品企画の情報収集・分析	(例)市場・競合分析、ターゲット設定等
4.新商品企画	(例)商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案
5.新商品の商品設計	(例)原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等
6.新商品の販路開拓	(例)販売先、商品の提案方法等
7.広告・宣伝	(例)ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等
8.ブランディング	(例)付加価値を高める工夫等
9.品質管理	(例)商品設計における品質管理等
10.生産管理	(例)工場等の工程管理(品質管理、在庫・物流管理等を含む)
11.小売	(例)販売店舗運営、通信販売運営等
12.サービスの提供	(例)飲食店舗運営、観光等
13.補助事業の情報収集	
14.他事業者とのネットワーク	(例)連携先開拓等
15.法令	(例)知的財産等
16.宗教	(例)ハラル等
17.輸出	
18.経営管理	
19.資金調達	(農林漁業成長産業化ファンドや日本政策金融公庫の融資を含む)
20.6次産業化事業体の設立	(例)会社設立に係る財務、法務、労務、人事等
21.雇用・人材育成	
22.申請書類等の作成	
23.農業観光	
24.農福連携	
25.その他	

※2 平成〇〇年度の活動評価結果（選択肢）

1.問題なし	
2.問題あり	
3.派遣実績が無いため、評価を行いません	

別記様式 6 (第 5 の 2 関係)

平成 年度 6次産業化プランナー登録者について

サポートセンター名	
更新日	平成 年 月 日
登録者数	名

＜6次産業化プランナー一覧表＞

[illegible]

(必要に応じ、行を増やして記入します。)

※1 専門分野（選択肢） ……各6次産業化プランナーが有する専門的知識及び経験に「 ○ 」を付けます。（複数選択可）

1.農林水産物の生産技術	(例)栽培方法、収穫方法、栽培品種等
2.農林水産物の加工技術	(例)製造方法、包装方法、設備導入等
3.新商品企画の情報収集・分析	(例)市場・競合分析、ターゲット設定等
4.新商品企画	(例)商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案
5.新商品の商品設計	(例)原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等
6.新商品の販路開拓	(例)販売先、商品の提案方法等
7.広告・宣伝	(例)ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等
8.ブランディング	(例)付加価値を高める工夫等
9.品質管理	(例)商品設計における品質管理等
10.生産管理	(例)工場等の工程管理(品質管理、在庫・物流管理等を含む)
11.小売	(例)販売店舗運営、通信販売運営等
12.サービスの提供	(例)飲食店舗運営、観光等
13.補助事業の情報収集	
14.他事業者とのネットワーク	(例)連携先開拓等
15.法令	(例)知的財産等
16.宗教	(例)ハラル等
17.輸出	
18.経営管理	
19.資金調達	(農林漁業成長産業化ファンドや日本政策金融公庫の融資を含む)
20.6次産業化事業体の設立	(例)会社設立に係る財務、法務、労務、人事等
21.雇用・人材育成	
22.申請書類等の作成	
23.農業観光	
24.農福連携	
25.その他	

※2 前年度の派遣実績

- 1.派遣実績あり(引き続き登録)
- 2.派遣実績あり(一旦登録を終了し、選定を経て再登録)
- 3.派遣実績なし(登録実績あり。選定を経て再登録)
- 4.派遣実績なし(新規登録)

別記様式 7（第 5 の 2 関係）

平成 年度 6次産業化プランナーの派遣実績について

<派遣実績>・・・個別相談会への派遣実績を含む

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～6月合計	4～9月合計	4～12月合計	4～3月合計
派遣回数(延べ人数) ^{※1}													0	0	0	0
うち認定事業者への派遣回数(延べ人数) ^{※1}													0	0	0	0
派遣先数(事業者数)													※2	※2	※2	※2
うち認定事業者数													※2	※2	※2	※2

※1 派遣回数(延べ人数)：1人の6次産業化プランナーが1事業者に対し、1日(時間に関わらず)派遣された場合に1回とカウントします。2人同時に派遣された場合には、2回とカウントします。
※2 四半期ごとの派遣先数(事業者数)の合計：1事業者に対し、複数の月にまたがって6次産業化プランナーが複数回派遣された場合、1事業者とカウントします。

<相談内容別派遣実績^{※3}>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～6月合計	4～9月合計	4～12月合計	4～3月合計
1.農林水産物の生産技術 (例)栽培方法、収穫方法、栽培品種等													0	0	0	0
2.農林水産物の加工技術 (例)製造方法、包装方法、設備導入等													0	0	0	0
3.新商品企画の情報収集・分析 (例)市場・競合分析、ターゲット設定等													0	0	0	0
4.新商品企画 (例)商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案													0	0	0	0
5.新商品の商品設計 (例)原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等													0	0	0	0
6.新商品の販路開拓 (例)販売先、商品の懸案方法等													0	0	0	0
7.広告・宣伝 (例)ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等													0	0	0	0
8.ブランディング (例)付加価値を高める工夫等													0	0	0	0
9.品質管理 (例)商品設計における品質管理等													0	0	0	0
10.生産管理 (例)工場等の工程管理(品質管理、在庫・物流管理等を含む)													0	0	0	0
11.小売 (例)販売店舗運営、通信販売運営等													0	0	0	0
12.サービスの提供 (例)飲食店舗運営、観光等													0	0	0	0
13.補助事業の情報収集													0	0	0	0
14.他事業者とのネットワーク (例)連携先開拓等													0	0	0	0
15.法令 (例)知的財産等													0	0	0	0
16.宗教 (例)ハラル等													0	0	0	0
17.輸出													0	0	0	0
18.経営管理													0	0	0	0
19.資金調達 (農林漁業成長産業化ファンドや日本政策金融公庫の融資を含む)													0	0	0	0
20.6次産業化事業体の設立 (例)会社設立に係る財務、法務、労務、人事等													0	0	0	0
21.雇用・人材育成													0	0	0	0
22.申請書類等の作成													0	0	0	0
23.農業観光													0	0	0	0
24.農福連携													0	0	0	0
25.その他													0	0	0	0

※3 重複可(1回の派遣において、相談内容が複数含まれていた場合は、複数の相談内容項目にそれぞれ1回とカウントします。)

<備考>

<備考>

「25.その他」の内容詳細等について記入。

別記様式 8（第 5 の 2 関係）

年 月 日

（事業承認者） 殿

所在地

事業実施主体名

代表者の役職及び氏名 印

「平成 年度 6 次産業化プランナー登録者について」等の提出について

6 次産業化サポート事業実施要領第 5 の 2 の（1）の④に基づき、別添のとおり別記様式 6（第 5 の 2 関係）「平成 年度 6 次産業化プランナー登録者について」及び別記様式 7（第 5 の 2 関係）「平成 年度 6 次産業化プランナーの派遣実績について」を提出します。

別記様式 9（第 7 関係）

年 月 日

（事業承認者） 殿

所在地

事業実施主体名

代表者の役職及び氏名 印

平成 年度 6 次産業化・新産業創出促進事業事業化報告書

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱（平成 24 年 4 月 20 日付け 23 食産第 40 49 号農林水産事務次官依命通知）第 7 の規定に基づき、別添のとおり事業化報告書を提出します。

別 添

平成 年度 6 次産業化・新産業創出促進事業
事業化報告書

課 題 名	
-------	--

1. 事業化計画

- ※ 事業化に至るまでの年度ごとの事業計画（事業内容）を記述
- ※ 事業化目標年度を明示

2. 事業化計画の進捗状況

3. 今後の事業化に向けた取組

- ※ 事業化計画を進めるに当たっての課題及び課題を達成するための方策を具体的に記述

※その他参考となる資料があれば添付する。

別記様式10（第9関係）

年 月 日

（事業承認者） 殿

所在地

事業実施主体名

代表者の役職及び氏名 印

平成 年度6次産業化サポート事業うち〇〇事業知的財産権等の確認書

（事業実施主体名）は、6次産業化サポート事業実施要領（平成26年4月1日付け25食産第4902号食料産業局長通知）第9の2の（1）に基づき、（事業承認者）に対し下記の事項を許諾することを確認しました。

記

1. 事業実施主体は、国から助成を受けて行う平成28年度6次産業化サポート事業のうち〇〇事業の成果により知的財産権の出願及び取得したときは、遅滞なく、実施要領の別記様式11により（事業承認者）にその旨を報告するものとする。
2. 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。
3. 事業実施主体は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
4. 事業実施主体は、上記2に基づき（事業承認者）に当該知的財産権を利用する権利を許諾したときは、（事業承認者）の円滑な権利の利用に協力する。
5. 事業実施主体は、（事業承認者）が上記3に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めたときは、遅延なく、理由書を（事業承認者）に提出する。

別記様式11（第9関係）

年 月 日

（事業承認者） 殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度 6 次産業化サポート事業うち〇〇事業特許権等出願・取得状況報告書

下記のとおり本事業の成果に係る特許権等を出願（取得）したので、6 次産業化サポート事業実施要領（平成26年 4 月 1 日付け25食産第4902号食料産業局長通知）第 9 の 2 の（1）の①の規定に基づき、特許権等出願・取得状況報告書を提出します。

記

内 容	
種類・番号	
出願年月日	
取得年月日	
出願人	
発明者	